

敦賀市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針(以下「都市計画マスタープラン」という。)を策定するため、敦賀市都市計画マスタープラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 都市づくりの基本理念に関すること。
- (2) 都市計画の基本的な方針に関すること。
- (3) その他都市づくりについて必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体等が推薦する者
- (3) 公募による者

3 委員は、非常勤とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、都市計画マスタープランの策定が完了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、第3条第2項第1号に掲げる者につき委嘱された委員のうちから、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて開催する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となり議事を整理する。

4 委員長は、必要に応じて委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 第2条に規定する事項についての調査及び研究を行うため、委員会に作業部会を置く。

2 作業部会の委員は、市の関係課の係長以上の職員をもって組織する。

3 作業部会は部会長を置き、敦賀市都市整備部都市政策課長をもって充てる。

4 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する会員がその職務を代理する。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、都市整備部都市政策課内に置き、委員会の事務を処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月28日から施行する。